

第 6 9 号議案

延滞金の割合の改正に伴う関係条例の整備に関する条例  
 (桶川市下水道使用料条例の一部改正)

**第 1 条** 桶川市下水道使用料条例(昭和 5 5 年桶川市条例第 1 9 号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>2 当分の間、延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、第8条第2項の規定にかかわらず、各年の<b>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合)</b>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、<b>その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)</b>中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<b>当該特例基準割合適用年</b>における<b>特例基準割合</b>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<b>特例基準割合</b>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>附 則</p> <p>2 当分の間、延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、第8条第2項の規定にかかわらず、各年の<b>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</b>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、<b>その年</b>中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<b>その年</b>における<b>延滞金特例基準割合</b>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<b>延滞金特例基準割合</b>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>

(桶川市介護保険条例の一部改正)

**第 2 条** 桶川市介護保険条例(平成 1 2 年桶川市条例第 3 4 号)の一部を

次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第6条 当分の間、延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、第7条第1項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合)</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)</u>中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第6条 当分の間、延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、第7条第1項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年</u>中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年</u>における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>

(桶川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

**第3条** 桶川市後期高齢者医療に関する条例(平成19年桶川市条例第36号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、第6条第1項の規定にかかわらず、各年の<b>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合)</b>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、<b>その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)</b>中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<b>当該特例基準割合適用年</b>における<b>特例基準割合</b>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<b>特例基準割合</b>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、第6条第1項の規定にかかわらず、各年の<b>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</b>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、<b>その年</b>中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<b>その年</b>における<b>延滞金特例基準割合</b>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<b>延滞金特例基準割合</b>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 改正後の桶川市下水道使用料条例附則第2項、桶川市介護保険条例附則第6条及び桶川市後期高齢者医療に関する条例附則第2項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

令和2年11月27日提出

桶川市長 小野克典

## 提 案 理 由

地方税法の一部改正により延滞金の割合の特例が改正されたことに伴い、下水道使用料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の延滞金についても同様の算定方法としたいので、この案を提出するものである。